

2026 年度採用 神戸市教員採用選考の改正 ～試験区分の新設および加点制度の拡充～

1. 改正の趣旨

来年度もより多くの教員志望者に本市を受験してもらえるよう、教員採用選考制度を次のとおり改正します。

なお、詳細の内容については、2025 年 3 月以降に公表予定の「2026 年度 神戸市立学校園教員採用選考試験 実施要項」において発表します。

2. 主な改正内容

(1) 「特別支援学校キャリアチェンジ区分」の新設

これまで、採用予定日である 4 月 1 日より前に教員免許状を取得していることを資格要件としていましたが、特別支援学校の教諭としての採用を希望し、教員として 3 年以上の在職経験（特別支援学校での勤務に限らない）を有する方については、採用予定日である 4 月 1 日より前に特別支援学校の教員免許状を取得していなくとも受験できるよう制度改正します。

※選考実施の翌年度末（2027 年 3 月 31 日）までに特別支援学校教諭普通免許状を取得する必要があります。

※免許取得については、本市が実施する認定講習を受講できます。

※採用決定については、免許取得が確認でき次第速やかに行う予定です。（免許取得までは、採用決定を行わず、臨時講師として特別支援学校等で任用します。）

(2) 加点制度の見直し

① 学生スクールサポーターおよび特別支援教育ボランティアへの加点

本市の学生スクールサポーターまたは特別支援教育ボランティアとして、直近 3 年間のうち 1 年度内で 15 日以上活動実績があり、教職経験が 1 度も無い方を対象として、2 次試験の合計点に 5 点を加点します。

② 大学 3 年生等早期チャレンジ選考合格者への加点

大学 3 年生等早期チャレンジ選考第 I 区分に合格し、大学等推薦区分の要件を満たす方を対象として、2 次試験の合計点に 8 点を加点します。

(3) 「臨時的任用教員継続勤務者区分」の新設

本市の臨時的任用教員（常勤）もしくは任期付教員として、直近 10 年間のうち通算 5 年以上の勤務経験を有し、出願時においても勤務している方のうち、校長から推薦を受けた方を対象として、筆記試験を免除し、小論文試験を実施します。

(4) 「現職教員区分」の試験内容の見直し

第 1 次選考のすべてを免除します。

		第 1 次選考			第 2 次選考
		筆記		集団面接	
		教職・一般教養	専門		
改正前	臨時的任用教員区分	免除	○	○	○
	現職教員区分	免除		○	○
改正後	臨時的任用教員区分	免除	○	○	○
	臨時的任用教員継続勤務者区分（新設）	免除 （小論文試験の実施）		○	○
	現職教員区分	免除			○